

県公県良県

交付要綱では補助対象事業を特定していないが、実質的には、総会・運営委員会開催費用及び全国大会費用（費用総額323千円）を補助対象としているとのことである。

①補助金の見直し
総会・運営委員会は団体の基本的活動であるため、自主財源すべきものと考える。県が木材業界の後継者の健全育成のために補助するのであれば、補助対象（例えば全国大会費用）を特定することが望ましい。

| | | | | | |
|---|-----|-----|-------|--------|---------|
| 13 | 169 | 林政課 | 運営費補助 | 昭和47年度 | 3,000千円 |
| (上記補助事業の個別事業) 奈良県木材協同組合連合会 | | | | | |
| 交付要綱では補助対象事業を特定していないが、実質的には、全活動を補助対象としており、支払経費は、1)通信費、2)連絡団体会議費、3)出張費、4)事務用品費、5)普及宣伝費の総額4,034千円であるとのことである。 | | | | | |
| ①補助金の見直し 当該連合会は、補助金のほかに数種の事業収入がある。これら事業収入に対応する支出と補助金対応支出との区分経理をしていないとのことである。しかし、連合会の目的は事業実施とともに木材の振興を図ることであることから事業収入をもって振興事業を実施するのが基本であると見える。 | | | | | |
| したがって、県が木材業界の振興に補助が必要と考えるのであれば、その目的のために効率が高いと考えられる事業を特定したうえで補助金を交付することが望ましい。 | | | | | |
| 14 | 164 | 林政課 | 運営費補助 | 昭和43年度 | 700千円 |
| 奈良県林業研究グループ育成補助金 奈良県林研グループ連絡協議会 | | | | | |
| 奈良県林業研究グループの育成発展を図るために、その連絡協議会の運営に要する経費について、補助するものである。 | | | | | |
| 補助金額は、昭和56年以降700千円の一定額である。 | | | | | |
| ①補助金の見直し（・補助金額の見直し） 当該研究会は活発な研究活動を実施している。しかし、事業費1,242千円でその財源のうち奈良県ほかの補助金は950千円(76.5%)になっている。グループからの会費収入320千円は、そのままグループ研究費として支出されている。自主財源を増やし、県の補助金は見直すことが望まれる。 | | | | | |
| 15 | 171 | 林政課 | 運営費補助 | 昭和53年度 | 700千円 |
| 林業木材製造業労働災害防止協会奈良県支部育成補助金 林業・木材製造業労働災害防止協会 | | | | | |
| 林業・木材製造労働災害防止協会奈良県支部の育成発展を図り、もつて奈良県下における林業、製造業等の労働災害を防止するため、次の業務の実施に要する経費について補助するものである。 (1)労働安全衛生法及び労働者災害補償保険法並びに関係諸法令の研究指導 (2)産業安全の推進事業 | | | | | |

| | | | | | |
|---|-----|-------|-------|--------|---------|
| 16 | 175 | 森林保全課 | 運営費補助 | 昭和48年度 | 2,200千円 |
| 奈良県獣友会育成補助金 社团法人奈良県獣友会 | | | | | |
| 奈良県獣友会の育成発展を図るために、その連絡協議会の運営に要する経費について記載することが必要である。 | | | | | |
| ②実績報告の明確性 当該協会は一般事業、受託事業及び補助事業を実施しているが、実績報告書において、補助対象事業とその他事業との区分けが明確でない。補助対象事業及び経費が明確になるよう記載することが必要である。 | | | | | |
| ③労働衛生の推進事業 (4)その他支部の目的達成に必要な業務 なお、補助金額は知事が定める額としており、平成7年度以降は700千円である。 | | | | | |
| ①補助金の見直し（・補助対象事業や経費の特定） できる限り事業を特定した補助とすることが望ましいが、運営費補助とする場合は、運営費の中には補助対象として適当でない経費も含まれる可能性があることから補助対象経費を特定することが望まれる。 | | | | | |
| ②補助金の見直し（・補助事業の特定） 当該協会は一般事業、受託事業及び補助事業を実施しているが、実績報告書において、補助対象事業とその他事業との区分けが明確でない。補助対象事業及び経費が明確になるよう記載することが必要である。 | | | | | |
| ③労働衛生の推進事業 (4)その他支部の目的達成に必要な業務 なお、補助金額は知事が定める額としており、平成7年度以降は700千円である。 | | | | | |
| ①補助金の見直し（・補助事業の特定） 当該協会は野生鳥獣による農林業の被害防止に貢献する狩猟者の団体であり、公共的側面があり、県の補助対象として認めるものである。事業費総額は19,304千円で、その財源の主なものは会費、狩猟者登録事務等の事業収入、大日本獣友会からの事業助成金収入及び県からの委託料収入等である。現在の会員数（約1,200名）及び事業内容では運営費全額を補うのは困難な状況である。しかし、社団法人の運営は基本的には会費収入と設立目的に関連した事業収入で補うべきものであると考えるため、同会においても、会費収入や事業収入等の自主財源確保について検討すべきである。県が補助する場合は、運営全般に対する補助とするのではなく、公益性が高い事業に対する補助とすることが望まれる。 | | | | | |
| ②補助金の見直し（・補助事業の特定） JAならん女性部事業活動促進費補助金 JAならん女性部 | | | | | |
| 農協女性組織を整備し農協運動の発展を図るために、JAならん女性部に対し、女性部が行う事業に要する経費について、3分の1以内で補助するものである。 | | | | | |
| 当該補助金は、県内の農協女性組織の整備を目的に、昭和42年度から農協婦人組織協議会（後にJA女性部）の活動を支援、平成11年度からは旧JA女性部が統合され新たに発足したJAならん女性部に対して補助しているところである。 | | | | | |
| ①補助金の見直し（・補助金額の見直し） 会員数は12千人を超えて、活動も活発に行われており、補助目的に対して一定の効果は達成したと考えられる。今後も、当該女性部の活動は重要であるが、県の補助金に頼らなくとも活動は実施できるものと思量する。当組織の5原則の一番目に「自主的に運営する組織」とあり、県の補助金に頼るのではなく、自主的に運営することが望まれる。 | | | | | |

平成16年4月9日 金曜日

報 公 信 査

②実績報告の明確性
補助対象は活動促進費であるが、活動の詳細記載がない。後日総会資料を入手し事業内容を確認していることであるが、実績報告書上で補助金用途を明確にし補助効果測定に資するため、費用明細、実施事業及び成果の記載を求める必要がある。

A-3 (事業費補助) 補助対象事業の見直しや補助のあり方検討が望ましいもの

| | | | |
|----|--------------|-------|--------------|
| 18 | 農振団体 農業振興課 | 事業費補助 | 総額 7,250 千円 |
| | 奈良県農業振興団体補助金 | | 農業振興団体 20 団体 |

奈良県の農業の振興を図るため、農業振興団体 20 団体に対し、これらの団体が行う事業に要する経費を補助するものである。なお、補助金額は定額であり、補助開始から同額であるものが多い。監査対象は 19 団体で、補助金総額は 6,950 千円。

①補助金の見直し（・補助対象の見直し・補助金額の見直し）
補助対象事業は特定されているが、補助対象経費と対象外経費との区別が明確でない。また、現在の補助対象は団体の経常的活動に対するものが多い。経常的に実施する農業振興に要する経費については厳に精査し、公益性の程度により自主財源に任すものの範引きを考えるべきである。県の補助対象は、社会環境の変化に対応し、緊急を要する事業や新技術の研究等及び公益性が高いものと認められる事業に特定するなど、補助のあり方も含め検討することが望まれる。

なお、以下の個別団体については、固有の問題点のみを記載する。

| | | | | |
|----|------------------|-------|-----------------|--------|
| 19 | 118 農業振興課 | 事業費補助 | 平成 4 年度 | 300 千円 |
| | (サブ事業名) 優良野菜振興事業 | | 社団法人日本種苗協会奈良県支部 | |

社団法人日本種苗協会との連携強化を図り、種苗に関する研究・調査を行うとともに、野菜種子供給の円滑化を図り、県内園芸の発展に資するものである。

補助対象経費は、(1)研究費、(2)啓発宣伝費。

①補助金の見直し（・対象外経費の特定・補助金額の見直し）

補助対象経費としている研究費 2,968 千円の内容は海外研修旅行及び会員向け研修会の会食代及び講師料等である。会食代は補助対象から除外しているとのことであるが、要綱上その旨が明確にされておらず、また一般的には研修旅行費の中でも補助対象外とすべきものがあると考えるため、補助対象外経費を明確に規定しておく必要がある。

補助金のあり方も含め見直しが望まれる。

| | | | | |
|----|-----------------|-------|-----------------|--------|
| 20 | 119 農業振興課 | 事業費補助 | 昭和 55 年度 | 350 千円 |
| | (サブ事業名) いちご振興事業 | | 奈良県いちご優良親苗増殖協議会 | |

健全優良ないちご親苗の計画的確保と増殖推進し、産地の安定的発展に資するものである。

補助対象経費は、(1)いちご親苗の配布経費、(2)優良親苗増殖に関する研修会開催費、

(3) 優良親苗の需給調整費。

①補助金の見直し（・補助対象の見直し・補助金額の見直し）
自主財源である会費収入割合が低い。自主財源増加策を講じ、補助対象は、例えは(1)いちご親苗の配布経費(313 千円)とし、(2)研修会開催費及び(3)需給調整費などは自主財源で賄えるようにすることが望ましい。

| | | | | |
|----|--------------------|-------|---------------|--------|
| 21 | 120 農業振興課 | 事業費補助 | 昭和 51 年度 | 250 千円 |
| | (サブ事業名) 花き植木販売改善事業 | | 奈良県花き植木農業協同組合 | |

計画的な生産出荷についての協議や、生産・流通情報の広報・伝達を通じて、県の花き植木の販売改善に資するものである。
補助対象経費は、(1)生産出荷協議会開催費、(2)啓発宣伝費。

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）
当該協同組合は組合員数 1,262 人で、花き販売を主業務としており、出資金 82 百万円、売上高 2,429 百万円の規模である。県補助金は、センターにより発行費用等に充てられている。同組合は花き植木の生産・出荷・流通体制整備の中心的役割を担うものであり、その活動は公共的側面を有するもの同時にそれは同組合の目的活動であることからできるだけ自主財源で実施することが望ましい。県の補助対象を今以上に特定するなど補助金の見直しが望まれる。

②実績報告書の明確性
支出内訳が記載されていない。記載が必要である。

| | | | | |
|----|------------------|-------|-----------|--------|
| 22 | 121 農業振興課 | 事業費補助 | 昭和 56 年度 | 200 千円 |
| | (サブ事業名) 花き消費拡大事業 | | 奈良県生花商業組合 | |

花き消費拡大のため、販売店相互の連携のもと、各種の広報・宣伝活動や装飾技能向上等を行うものである。
補助対象経費は、(1)協議会開催費、(2)販売改善対策費、(3)啓発宣伝費。

なお、当該組合は、花・植木の小売業を営む中小企業者で組織し、組合員数は約 200 名である。

①補助金の見直し（・補助対象の見直し・補助金額の見直し）
消費拡大は組合の使命であり、経常的活動費ができる限り自主財源をもつて実施することが求められる。県の補助対象は例えば「フランワーコンテスト開催費用」などに限定したうえ、補助金の見直しが望まれる。

②実績報告書の明確性
支出内訳が記載されていない。記載が必要である。

| | | | | |
|----|----------------|-------|--------------|--------|
| 23 | 122 農業振興課 | 事業費補助 | 昭和 48 年度 | 400 千円 |
| | (サブ事業名) 茶業振興事業 | | 社団法人奈良県茶業会議所 | |

大和茶の需要拡大を図る目的で各種事業を実施するものである。
補助対象経費は、(1)茶業振興大会開催費、(2)茶品評会開催費、(3)茶需要動向調査並

奈良県公報

①補助金の見直し
補助対象事業の中、「豚肉共励会」において知事賞を授与していることから県が会開催費(221千円)の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが望まれる。

②実績報告の明確性
実施した事業の具体的実施日、内容及び参加者数等の記載がない。実績報告書の様式等を見直し、具体的記載を求めることが望まれる。

| | | | | | |
|----|-----|----------|-------|-----------|-------|
| 30 | 147 | 畜産課 | 事業費補助 | 平成4年度 | 200千円 |
| / | | 佐賀県農業試験場 | 畜産課 | 本吉田農業生産組合 | |

補助対象経費は、(1)交配蜂の利用対策費、(2)廃そ病対策費、(2)啓蒙宣伝費である。
①補助金の見直し
現在の基準事業は絶常的活動がほとんどであるためできる限り自主財源で実施することを

①「一、二、三、四、五、六、七、八、九」の記載がなく、補助金のあり方も含め見直しが望まれる。
②実績報告の明確性

を見直し、具体的記載を求めることが望まれる。

| | | | | | |
|--|-----|-----|-------|-------|--------|
| 31 | 148 | 畜産課 | 事業費補助 | 平成4年度 | 100千万円 |
| (上記補助事業の個別事業) | | | | | |
| 奈良県畜産業協同組合 補助対象経費は、(1)講習会開催費、(2)調査活動費である。 | | | | | |

①補助金の見直し
現在の実施事業は経常的活動がほとんどであるためできる限り自主財源で実施するこ
トをめざす。そのためのセイセイ会員料金が改められる。

ことを求め、簡易性のためソリューションの元にしが主とする。

(上記補助事業の個別事業)
補助対象経費は、(1)品評会開催費、(2)講習会開催費、(3)流通対策費、(4)啓蒙宣伝費
である。

①補助金の見直し
補助対象事業の中、「品評会」において知事賞を授与していることから県が会開催費

(300千円)の一部を負担しているが、その他の事業は補助金のあり方も含め見直しが望まれる。

| | | | | | |
|---------------|-----|-----|-------|---------------------|--------|
| 33 | 150 | 畜産課 | 事業費補助 | 昭和 56 年度 | 100 千円 |
| (上記補助事業の個別事業) | | | | 社団法人奈良県畜産饲料價格安定基金協会 | |

補助対象料金は、(1)基金加入者調査活動費、(2)調査専業者、特殊店舗調査活動費、(3)流通対策費、(4)啓蒙宣伝費である。

①補助金の見直し
現在実施事業は経常的活動がほとんどであるためできる限り自主財源で実施することを求める、補助金のあり方も含め見直しが望まれる。

流通の適正化は業者自身が行うべきものであり、(1)流通秩序改善事業に含まれる自治計量推進費補助以外は適当な時期に公の関与はなくすべきものと考える。

②実績報告の明確性

実績報告書は「自治計量推進費」「会議費」等経費内訳のみである。自治計量推進費は、計量士の人工費に充てられているとのことであるが、内訳明細等の記載が求められる。また、このような「ソフト事業」の効果測定は困難な面はあるが、補助効果測定方法を検討するうえで、まず実施した事業の詳細な記載が求められる。

③要綱の明確性

主な補助対象事業である(1)流通秩序改善事業の名称は抽象的である。実際は自治計量推進費及び会議費が主なものであることから、その内容にあつた補助対象事業名等への変更が望ましい。

A-4 事務事業評価の実施が望まれるもの

表番号 102 から 106

【A-1】の箇所に記載

【B 実績報告の明確性に関する意見】

| | | | | | |
|----|-----|----------------|-------|------------|----------|
| 38 | 107 | 農政課 | 事業費補助 | 昭和 63 年度 | 1,000 千円 |
| | | 水産物消費拡大推進事業補助金 | | 奈良県魚食普及協議会 | |

消費者の水産物についての知識・理解を深め、水産物の消費拡大を推進し、奈良県中央卸売市場の活性化を図るため、奈良県魚食普及協議会が行う水産物消費拡大推進事業に要する経費について補助する。

補助対象経費は、(1)水産物消費拡大に関する宣伝・広告経費、(2)水産物を利用した料理講習会、料理コンクール等開催経費である。

②実績報告の明確性 (・効果測定の必要性)

補助事業予算は 3,000 千円で、そのうち 2,200 千円が料理コンクール、料理教室等に要する費用であるが、これら事業を実施した成果の把握が行われていない。県担当課によるところ、水産物の流通拡大が成果指標となるが、中央卸売市場を経由する水産物は約 7 割であるため奈良県全体で水産物消費が増加したかの測定が困難であるとしている。しかし、補助金目的は水産物消費拡大であり、今後は、料理コンクールや料理教室に工夫をこらし広く県民に水産物の消費拡大をPRするとともに、事業実施後に参加者の消費状況を調査する等、効果測定に努めることが望まれる。

| | | | | | |
|------------------------|-----|--------------|-------|----------|--------|
| 39 | 109 | 農業経営課 | 運営費補助 | 昭和 61 年度 | 400 千円 |
| J A ならけん青壮年部事業活動促進費補助金 | | J A ならけん青壮年部 | | | |

農協青壮年組織を整備し農協運動の発展を図るために、J A ならけん青壮年部に対し、青壮年部が行う事業に要する経費について、3 分の 1 以内で補助するものである。

②実績報告の明確性
費用説明はある程度なされているが、活動の詳細、費用明細及び事業の成果の記載はない。後日総会資料を入手し事業内容を確認しているとのことであるが、実績報告書上で補助金使途を明確にし補助効果測定に資するため、費用明細、実施事業及び成果の記載を求める必要がある。

| | | | | | |
|--------------|-----|----------------|-------|--------------|--------|
| 40 | 125 | 農業振興課 | 事業費補助 | 昭和 63 年度 | 400 千円 |
| 奈良県農業振興団体補助金 | | 奈良県国際農業者交流協会事業 | | 奈良県国際農業者交流協会 | |

農業青年等の海外派遣並びに海外諸国からの農業研修生受入れにより、農業青年等の資質向上、海外農業青年の養成等を促進し、もって県農業の発展と国際農業の交流に寄与するものである。

補助対象経費は、(1)農業青年の海外研修参加発費、(2)海外農業研修生受入事業費。当該団体は、海外農業研修実施者、市町村、団体等を会員とし、個人 88 名、団体 49 団体で構成されている。

②実績報告の明確性
支出総額 5,798 千円で、経費配分は、事業費 4,604 千円に県補助金の充当となっているが、事業費の内訳明細がない。補助対象事業と対象外事業の区分がなされていない。少なくとも、事業費を活動別に区分すべきである。また、実施事業の記載はあるが、参加者数等の実績記載がない。実績報告書において、事業の実績及び収支明細を明確に記載することが必要である。

| | |
|--------------------------------|-------------|
| ○表番号 108、165 から 169、171 | 【A-2】の箇所に記載 |
| ○表番号 101、120 から 123、144 から 153 | 【A-3】の箇所に記載 |

【C 要綱の明確性に関する意見】

○表番号 165 から 169
○表番号 101、144 から 153

【A-2】の箇所に記載
【A-3】の箇所に記

IV 貸付金個別事業に対する意見

1. 農業改良資金貸付金

(1) 貸付金の概要

| | |
|-----------------|--------------|
| 貸付先 : 農業者 | 所管部署 : 農業経営課 |
| 開始年度 : 昭和 31 年度 | 所管部署 : 農業経営課 |

| | |
|--|------------------|
| 根拠規程 : (県の規程) 奈良県農業改良資金貸付基準、(国の規程) 農業改良資金助成法、管理要綱、奈良県農業改良資金貸付基準、(国の規程) 農業改良資金助成法、同施行令、同施行規則、農業経営改善関係資金基本要綱、農業改良資金制度の運用について | (単位 : 千円) |
| 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) |
| 年間貸付額 75,438 | 年間貸付額 87,032 |
| 年間償還額 159,895 | 年間償還額 139,891 |
| 年度末 貸付残高 718,936 | 年度末 貸付残高 666,077 |
| 収入未済額 29,043 | 収入未済額 36,192 |
| | — |
| | 45,636 |

(貸付金の目的)

農業改良資金助成法第1条において、「農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行つて融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする」とされている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ負担し、農業協同組合に事務委託され、農業協同組合及び県農業振興事務所が貸付金の管理を行っている。

貸付けを受けようとする農業者は、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受ける必要がある。貸付対象は新たな農業部門の經營の開始や農畜産物の新たな生産方式の導入のために必要な資金とされ、県の貸付基準により詳細に規定されている。

貸付金の限度額は個人 18 百万円、法人又は団体 50 百万円で、償還期間は 10 年以内（特定の要件を満たした場合は 12 年以内）、据置期間は 3 年以内（特定の要件を満たした場合は 5 年以内）とされている。

貸付けに当たり、貸付額 5 百万円につき 1 人の連帯保証人が必要とされて

いるが、平成 14 年 10 月の制度改正により、保証人について農業信用基金協会保証を導入し、利用の便を図っている。また、同改正においては、貸付者（借入人）の要件や資金用途の制約も併せて緩和されている。

(2) 意見

① 収入未済先（延滞先）の管理について

平成 14 年度末における延滞発生の状況をみると、延滞金額の合計は 45,636 千円で、調停件数（延滞回数）で 19 件、貸付先数では 9 件。20 百万円超の大口の延滞先が 1 件ある。（なお、平成 14 年度末の貸付件数は 212 件。）延滞先のうち延滞回数の最も多いものは 3 回（延滞期間 3 年）となっている。貸付金の貸倒れについては、これまでのところ発生の実績はなく、保証人制度が奏効していたとみられる。

延滞先からの回収については、制度の目的上、農業振興事務所が指導を行つて農業生産を軌道に乗せ、正常化させることにより回収を図ることを基本としている。しかし、延滞先の現況に関する報告資料を見たところでは、現在は農業生産を行つておらず、再開による返済開始の可能性に乏しいとみられる例があった。

今後新規に実行される農業信用基金協会の保証が付いた貸付先については、延滞が発生した場合、同協会による代位弁済が行われることになるため、表面上延滞がなくなることになる。しかし、国及び県は農業信用基金協会に対し、貸倒債務の原資として特別準備金を抽出しており、最終的に県の負担が生じる可能性がある。したがって、制度改正により今後当貸付金の利用拡大が見込まれ、また、既存の貸付先からの延滞も増加してきており、今後は從来よりも貸付実行後の資金用途の管理や営農指導の強化など運用上の手当てを図る必要があると思われる。

2. 林業改善資金貸付金

(1) 貸付金の概要

| | |
|-----------------|------------|
| 貸付先 : 林業従事者 | 所管部署 : 林政課 |
| 開始年度 : 昭和 51 年度 | 所管部署 : 林政課 |

根拠規程 : (県の規程) 奈良県林業改善資金貸付規則、(国の規程) 林業改善資金助成法、同施行令、同施行規則

県公県良県

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|------------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 年間貸付額 | 75,693 | 41,996 | 180,000 | 28,841 | 180,000 |
| 年間償還額 | 125,796 | 124,731 | 128,648 | 116,238 | 110,000 |
| 年 度 末 貸付残高 | 473,152 | 390,417 | 441,679 | 303,020 | 373,020 |
| 収入未済額 | — | — | — | 12,410 | — |

(貸付金の目的)

林業改善資金助成法第1条によれば、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、新林業部門入資金、林業労働福祉施設資金又は青年林業者等要請確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする、とされている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ負担し、奈良県森林組合連合会及び森林組合、奈良県木材協同組合連合会及び木材協同組合に事務委託され、それらが貸付金の管理を行っている。

(2) 意見

① 貸付実行後の管理について

平成14年度は予算の180百万円に対し、実績は28百万円と大幅に下回った。資金需要の低迷が最大の要因であるが、貸付要件に制約があることも要因とみられたことから、県では今年度において規則を改定し、貸付対象を林業従事者のみならず木材産業まで拡大するとともに、資金用途も増やし、また、保証機関の保証も利用できるようにしている。

林業振興のため、制度の利便性を高める規則改正については評価できるところであるが、他方、平成13年度以降延滞債権が発生しており、また、後掲3. 森林組合金融対策事業貸付金の新規実行が停止されたことから、一部に

資金繰りに窮する貸付先の発生も懸念されるため、貸付実行後の管理について留意が必要である。

3. 森林組合金融対策事業貸付金

(1) 貸付金の概要

| 開始年度：昭和63年度 | 所管部署：林政課 |
|------------------------|----------|
| 根拠規程：奈良県森林組合金融対策事業実施要綱 | |

(単位：千円)

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|--------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 県からの 年間貸付額 | 149,160 | 128,640 | 123,300 | 123,300 | 81,460 |
| 県へ償還額 | 149,160 | 128,640 | 123,300 | 123,300 | 81,460 |
| 林業経営高度化資金 年度未貸付 残高 | 128,200 | 120,400 | 118,200 | 118,200 | 72,000 |

(貸付金の目的)

奈良県森林組合連合会（以下3.において「県森連」という。）及び森林組合が林業経営高度化資金の貸付を行うための原資として、県森連及び森林組合に対する県からの貸付けであり、森林組合の金融事業の拡充強化と地域林業の振興に資することを目的としている。

林業経営高度化資金とは、要綱において（別表）に掲げる事業に必要な資金とされているもので、既存の貸付金制度では対応できないものについての貸付制度であり、また、森林組合の金融事業の拡充強化とは、林業従事者の資金需要への対応を意味する。

（別表）貸付の対象となる事業経費－8歳級以上の間伐等保育、曇丸太生産

用資材の購入、補助・融資対象外の事業で知事が必要と認めるもの（観光シティック園、観光クリーク、猪牧場等の整備）、軽貨物自動車の購入、丸棒製造施設の整備

貸付けは県1に対し農林中央金庫0.46の割合の併せ貸しで行われ、県森連から森林組合を通じて、資金需要者である森林組合員に対し貸付けが行われる形式となっている。貸付条件は、貸付限度額1件当たり5百万円、貸付利率年1.80%（平成14年度新規貸付）、期間5年以内、元金均等年賦払い、保証人・担保等の条件は組合の規定によるとされている。

毎年度末に県森連から貸付残高がいったん全て県に返済されたうえで、年

平成16年4月9日 金曜日

県公熙政標

度始に新規追加分と合わせて貸付けが行われているが、資金需要の低迷から、平成15年度以降の新規貸付は停止され、過年度分の借り替えのみとなる。

(2)意見

① 延滞先の状況把握と対応について

森林組合を通じた転貸貸付であり、県に最終債務者に関する資料はないが、貸付合計額が内規で定める限度額(10,000千円)に達成している者や、借入の繰り返しによって貸付残高が減っていない者がいる。これらの者からの返済は今のところ滞っていないが、金融対策事業貸付金制度がなくなつた場合に、森林組合は返済困難者の発生にどのように対応するのか、早急に検討する必要がある。

この貸付金は、県から県森連に対する貸付であり滞留債権の管理は森林組合が行っているが、貸付先の中には県が貸付けを行う林業改善資金での延滞先(手形不渡による経営破綻)も含まれている。県としても森林組合からの回収に係る問題であるため、問題貸付先の状況把握と森林組合への指導について検討が必要である。

4. 木材産業等高度化推進資金貸付金

(1)貸付金の概要

| | |
|--|----------|
| 貸付先：林業従事者(預託先：農林中央金庫・南都銀行) | 所管部署：林政課 |
| 開始年度：昭和51年度 概要規程：(県の規程)奈良県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱、(国の規程)林業等振興資金通暫定措置法、同施行令 | |

(単位：千円)

| (単位：千円) | | | | | | |
|----------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|--|
| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) | |
| 年間貸付額 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | |
| 年間償還額 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | |
| 年度末 貸付残高 | — | — | — | — | — | |

(貸付金の目的)

当貸付金は、経営不振の旧三宅町農業協同組合を吸収合併した旧桜井しき農業協同組合（以下5.において「旧桜井しき農協」という。）に対し、預金者保護及び合併後の事業水準の維持を目的として、平成8年4月から10年間の予定で貸し付けられたものである。具体的には、合併前に旧三宅町農業協同組合が有していた不良債権35億円を処理するため、県が奈良県信用農業協同組合連合会（以下5.において「信連」という。）に預託した15億円と系統（信連、経済連、共済連）から奈良県農業協同組合中央会（以下5.において「中央会」という。）に拠出され、さらに信連へ預託された25億円の合計40億円の無利子の預託金の運用益を不良債権の償却原資の一部に充当するスキームとなっていた。その後、平成11年4月に旧桜井しき農協が奈良県農業協同組合（以下5.において「奈良県農協」という。）に合併した際に、当該スキームも奈良県農協に引き継がれ、さらに平成11年10月に奈良県農協が信連を包括承継したことにより、県からの預託金も中央会を通じて奈良県農協に預託されるかたちとなっている。この結果、従来は信連が年5%相当の運用益を旧桜井しき農協及び合併後の奈良県農協に対し分成するスキームとなっていたが、中央会から預託を受けた奈良県農協が年5%相当の運用益を中央会にいったん支払った後、あらためて中央会から奈良県農協に対し同額が助成金として支払われるかたちとなっている。

(2) 意見

① 低金利環境下での貸付金の見直しについて

奈良県農協が信連を包括承継したことにより、実質的には奈良県農協自体が預託金を運用して、その運用益を受け取るかたちになっているため、現在の低金利環境下では、奈良県農協は当初計画された年5%の支援効果を実質的には受けられない状況とみられる。

ただ、不良債権は平成9年度に前倒いで償却・引当が行なわれ、現状ではほぼ解消しており、当該償却・引当の原資が順次助成金のかたちで後から支払われている状況である。

また、奈良県農協は平成14年度末で自己資本431億円、自己資本比率12.56%と相応の体力があるため、深刻な問題にはなっていないものとみられる。ことも勘案すれば、支援効果の薄れた当貸付金の見直しを検討する必要があると思われる。

なお、財政支援として、資金を預託してその運用益を支援資金として充当する方法はよく用いられるものとみられるが、当該貸付金のように金融情勢によってはその効果が十分に現れることがない場合があり、そのような状況下で長期間支援資金の原資を預託することは、今後、財政資金の効率的利用の点から再検討する必要があると思われる。

6. 就農支援資金貸付金

(1) 貸付金の概要

貸付先：奈良県青年農業者等育成センター（財）奈良県農業振興公社
開始年度：平成7年度 所管部署：農業経営課

概要規程：（県の規程）奈良県就農支援資金貸付金貸付等要領、系統等民間金融機関に係る就農支援資金事務取扱要領
(国の規程)青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法、同施行令、同施行規則青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について

| (単位：千円) | | | | | | |
|----------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|--|
| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) | |
| 年間貸付額 | — | — | 21,000 | — | 21,000 | |
| 年間償還額 | — | — | — | — | — | |
| 年度末 貸付残高 | 47,650 | 47,650 | 68,650 | 47,650 | 68,650 | |

(貸付金の目的)

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第1条において、農村における高齢化の進展その他農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることから、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする、とされている。

新たに就農するため、資金の貸付を受けようとする青年等は、就農計画を作成し、これを県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受ける必要がある。

報 公 告 案

平成16年4月9日 金曜日

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1それぞれ負担し、県から財团法人奈良県農業振興公社内に置かれている奈良県青年農業者等育成センター（以下6.において「育成センター」という。）に貸付けが行われ、育成センターから貸付者（借入人）に対する貸付けが行われている。

（2）意見

① 余剰資金の回収について

平成7年度、平成8年度、平成10年度に、合計47,650千円が実行され

以降、県からの新規貸付は行なわれていない。育成センターでの貸付残高は平成14年度末で21件20,202千円となっており、育成センターは回収した資金を再度貸し付けに回しているため、既存の貸付残高を上回る資金需要がないかぎり県からの新規貸付は行なわれない。新規就農予定者への制度の周知は農業大学校、農林振興事務所、農業協同組合（以下6.において「農協」という。）等を通じてPRされているが、基本的に資金使途の限られた少額の貸付であることと、研修を受ける新規就農者の少ないことが利用低調であることの要因とみられる。

県からの貸付額との差額は農協にある育成センターの専用口座で管理されているが、現状では県からの貸付額の半分以上が農協の口座で滞留していることになり、財政資金の効率的利用の点からは、資金需要の動向を見極めたうえで、余剰資金について回収を検討する必要もあると思われる。

7. 林業就業促進資金貸付金

（1）貸付金の概要

貸付先：林業労働力確保支援センター（(財)奈良県林業基金）
開始年度：平成10年度 所管部署：林政課

根拠規程：（県の規程）林業就業促進資金県貸付金貸付要領
(国の規程)林業労働力の確保の促進に関する法律

（単位：千円）

| | 平成12年度 (決算) | 平成13年度 (決算) | 平成14年度 (当初予算) | 平成14年度 (決算) | 平成15年度 (当初予算) |
|-------|----------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 年間貸付額 | — | — | 3,000 | — | 3,000 |
| 年間償還額 | — | — | 3,000 | — | 3,000 |
| 年度末 | 3,024 | 3,028 | 3,000 | 3,029 | 3,000 |
| 貸付残高 | | | | | |

（貸付金の目的）

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて行われており、新規林業就業者が就業に当たり研修を受け、また、就業に必要な準備を行うために必要な資金の貸付けを行う制度として設けられている。

貸付金は無利子であり、貸付金の原資は、国が3分の2、県が3分の1それぞれ負担し、県から財團法人奈良県林業基金内に置かれている林業労働力確保支援センターに貸付けが行われ、同センターから申込者に対し貸付けが行われる。

（2）意見

① 貸付金制度の周知を図ることについて

平成10年度に制度が始まって以降、利用の実績はなく、少額とはいえ、財政資金の効率的利用の点から問題があるため、制度の周知を図る必要がある。

以上